

令和6年度
第4回 江東区こども・子育て会議
会 議 録

令和6年9月2日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
井元 まどか	公募委員	
三堀 大介	〃	

○区職員

役 職 名	氏 名	備 考
こども未来部長	堀田 誠	
地域振興部	青少年課長	篠碕 修
障害福祉部	障害者施策課長	小林 愛
〃	障害者支援課長	工藤 充
生活支援部	保護第一課長	干泥 香
〃	保護第二課長	石黒 貴根
〃	生活応援課長	根本 将司
こども未来部	こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫
〃	養育支援課長	桑畠 麻未
〃	保育政策課長	渡邊 明雄
〃	保育支援課長	神山 大輔
〃	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕
〃	こども政策推進担当課長	西 博
教育委員会事務局	学務課長	佐久間 俊育
〃	指導室長	金指 大輔

〃	教育支援課長	木内 苗津子	
〃	地域教育課長	大田 修一	

○欠席者（敬称略）

なし

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
健康部	保健予防課長	吉川 秀夫	代理職員出席

< 傍聴者 >

5 名

【会議録】

○こども政策推進担当課長

開会に先立ちまして、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の会議についてですが、出席者については障害者施策課長より遅参の連絡、保健予防課長より代理出席の連絡がありましたことをご報告いたします。また、台風の影響により国の会議日程が変更になった関係で、会長が急遽リモートでの参加となっております。本日の進行については内藤副会長にお願いしたいと思います。記録のために写真撮影と録音をさせていただきますのでご了承ください。また、会議の議事録につきましては委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のため、発言の際には氏名を述べていただきますよう、ご協力をお願いします。

また、本日、傍聴を希望される方が5名いらっしゃいます。本日の会議については公開として傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくお願いいたします。

ご案内が長くなりましたが、事務連絡は以上でございます。それでは、ここからの進行は内藤副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤副会長

皆様、こんにちは。それでは、ただ今より、令和6年度第4回江東区こども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、会議資料、またタイムテーブルがお手元にあるかと思います。タイムテーブルに記載している目安の時間を基本に、過ぎる場合は、追加で意見等がある委員は後ほど事務局からメールで送信される意見シートに記入して提出していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。また、傍聴の方に申し上げます。会議決定により会議の公開についての取扱要領が定められています。傍聴にあたっての主な注意事項はお手元の「傍聴券」にあるとおりですので、よくお読みのうえ、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、次第2の議題(1)「江東区こども計画の骨子案について」です。事務局より説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

(1)「江東区こども計画の骨子案について」、ご説明いたします。

第1～3章については、前回から変更があった主な箇所について説明します。なお、表現など細かい修正についての説明は割愛させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。「1-1 計画の背景・主旨」についてです。冒頭の現行計画の基本理念について、以前は一部表現を要約していましたが、今回は基本理念全文を掲載する形を取っています。

次に、少し飛びまして、25ページをご覧ください。委員からのご意見を踏まえまして、25～26ページにかけては、量の見込みに対する計画及び実績値だけではなく、1号認定・2号認定・3号認定ご

とに、空き定員の状況も分かる形式の表に変えております。

次に、28ページをご覧ください。こちらは江東きっずクラブの計画と実績値に学年ごとの数値を追加しています。

次に、44ページをご覧ください。こちらについては、先日の委員からの意見も踏まえまして、関係イメージを変更するとともに、下段の表に説明を追加しています。なお、本日は追加できておりませんが、今後は資料全体をより分かりやすくするため、用語説明などを各ページに追加していくことも検討しております。

簡単ですが、第1章から第3章の主な修正点についての説明は以上です。

○内藤副会長

ありがとうございます。それでは、第1～3章を通じてご質問やご意見がございましたら、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○宮原委員

26ページ、3号認定の0歳ですが、令和6年度の空き定員は多分309名かと思います。

○こども政策推進担当課長

失礼いたしました。資料については後ほど修正いたします。

○内藤副会長

ご指摘ありがとうございます。修正のほどよろしくお願いします。ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、第1～3章についての質疑はこれで終了いたします。

次に第4章、基本目標1について事務局より説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは、第4章について説明いたします。こちらは現在調整中の項目については未掲載の項目もありますが、本日頂いたご意見も参考に、第5回会議に向けて加筆・修正してまいりたいと考えております。またページ数が多いため、第4章については、基本目標ごとに説明及び質疑の時間を区切って進めたいと思います。時間については、委員の皆様のお手元に配付してあるタイムスケジュールに記載している時間を目安に進めますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。時間の関係で質問できなかった項目については、会議終了後に後ほど、事務局からお送りする意見シートをご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の49ページをご覧ください。第4章は、「1 こどもの権利を守る」、「2 こどもの育ちを支える」、「3 保護者の子育てを支える」、「4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える」、「5 地域全体で子育てを支える」の5つの基本目標と、それらの目標ごとに具体的な方

向性を示す大施策を設定しています。

50ページをご覧ください。各大施策については、それぞれ「めざす姿」、「現状」、「課題」、「取組方針」の4つの要素で構成しており、基本的に見開き2ページで収まるように調整しています。「めざす姿」には区としての理想像や、将来こんな社会をつくっていききたいというようなところを書いています。「現状」は、めざす姿に対して、現在どういう状況になっているかを書いています。そして、現状に対する「課題」と、その課題をどのような形で解決していくのかということを「取組方針」に書いています。本日は時間も限られているため、ポイントを絞って説明いたします。

まず、基本目標1「こどもの権利を守る」についてです。大施策「1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実」です。めざす姿は、「こどもの権利に対する広報、啓発を充実させ、こども自身とこどもを支える大人の双方がこどもの権利について学び、理解を深めています。また、こどもが困った状況になった時に、それに対する相談や救済ができる体制が充実しています」としています。ページ下段をご覧ください。課題は、一番上の「こどもの権利について、こどもも大人も、知る機会を増やし、理解を深める」必要があることや、一番下の「こどもの権利が侵害されたとみられる際に、その状況について総合的に相談できる窓口が現在区にはないため、こどもの権利侵害に関する相談ができる相談窓口の設置等について検討が必要」なことなどを挙げています。51ページ中段をご覧ください。取組方針としては、2の江東区こどもの権利に関する条例などについて、「こども及び大人における認知度を高め、こどもの権利侵害を未然に防ぐための取り組み」を行うことや、「3. 全国の先行事例も参考に、既存の各相談体制との連携も含め、こどもの権利に関する相談や救済ができる体制の充実について検討」していくことなどを挙げています。

次に52ページをご覧ください。「2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保」です。めざす姿は、「こどもが自分の意見を表明できる機会、社会参加をできる機会が確保されています」としています。ページ下段をご覧ください。課題としては、一番上のSNSの活用など、「こどもが意見を表明しやすくする環境づくりが必要」であることなどを挙げています。53ページをご覧ください。取組方針としては、「1. こどもの意見を政策に反映させるよう、こどもの意見を聞くことができる仕組みを検討」することや、「3. こどもが必要な情報を得ることができるよう施策等の情報提供を行う仕組みを検討」していくことなどを挙げています。

基本目標1についての説明は以上です。

○内藤副会長

ありがとうございます。1について、皆様、ご意見はいかがでしょうか。

○三堀委員

素朴な質問で恐縮ですが、51ページ及び53ページの「主な事業」のところに入っている「新規事業検討中」の内容について、進捗途中のものがあれば教えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらの検討中の事項についてですけれども、来年度予算に関わることについて、なかなかここに明記できない部分もございます。しかしながら、予算に関係なく確実に実施することを予定している項目については掲載させていただいています。ただ、状況次第によってより具体的な内容が書ける場合もありますので、肉付けについては今後検討していきたいと考えております。

○山田委員

言葉で、「相談」と「救済」はだいぶ違うので、相談と支援と救済など、真ん中の対応がもう少しあったほうがいいのではないかと思います。ほかの区とかの表現からこうしているのですか。相談して、権利侵害を認定してもらって、それに対してどういう対応をするかというので、全てが救済という手続きになっていくわけではない権利侵害もたくさんあると思うのです。権利侵害の扱いを事務方としてどのようにイメージしているのかが分かりにくいと思いました。それは別に江東区だけではなくて、日本のこども家庭庁も分かっているのではないかと思うところがあって、今年度から意見表明等支援事業を各地でやるようにという指示が入っていると思うのですけれども、これは2にも関わってきますが、意見表面を支援することはやって当然ですけれども、意見を表明すれば施策に反映されてしまうようなイメージなのです。

意見表明をしてもらって、子どもの意見や意思を聞いて、それが現状とマッチしていなかったら現状を変えていかないといけないわけですが、変えなさいと指示する権限を持つのはコミッショナーです。だから、コミッショナーの役割とこどもの意見を聞き取るアドボケートの役割が、本当は別物のはずですが、これは全部ごっちゃになっているのです。アドボカシーを達成すれば施策に反映できると思い込んでいるけれども、そんなに世の中は簡単ではなくて、やはりある程度権限のある人が、これはこどものためによろしくないのでやりなさいという権限を与えられている人がいて、その人が意見を聞くわけではないので、意見を聞くアドボケートがいて、そこで抽出されて施策に反映させなければいけないものが、行政のほうで施策反映してくれればいいけれども、されなかったときに「しなさいよ」と言う人がコミッショナーですから、コミッショナーの役割とアドボケートは本来だいぶ権限も違うしやることも違うのです。これは、誰の話聞いても、「え、その区別が付いていますか」という感じの捉え方が多くて、海外ではこの2つを分けるのは当たり前なのですが、日本は本当にこれがごちゃごちゃになってしまっていて、連続でできると思っている感じです。

でも、段階はだいぶ違うので、それと同じような感覚を、相談と救済が横並びで本当にいいのかと。相談と救済はかなり水準が違うので、相談して、支援してもらって、それでも駄目だったら救済の手続きという、違うステップにいくわけなので、その辺が相談と救済とこんなに単純に横並びできるものかしらと思いました。それを分かった上でこう書いているのであれば、いいです。

○内藤副会長

相談窓口の課題のところ、「相談機関としての側面と同時に救済機関としての側面」という書き方になっているので、その辺りについて具体的に何かありますでしょうか。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。委員のご指摘のとおり、やはり相談イコール救済というわけではないということで、かなり違いがあるということも承知はしております。ただ、こちらは、表現上少し分かりづらいところもあるかと思うのですが、あくまで相談の全てが救済につながるわけではなく、もちろん、その前段階、例えば権利擁護機関とか、そういった支援機関が間に入ることで、いきなり救済ではなく、当事者同士で解決するケースも多々あると聞いています。必ずしも相談イコール救済ではないのですが、こちらの表現としては横並びに見えるようにあるので、ここについては表現も含めて再度検討させていただければと思います。整理が足りない部分があるということもご指摘のとおりかと思いますので、ここについては再度事務局で表現等調整させていただきたいと思います。

○山田委員

人権侵害だと被害者が認識しても、認識したことに対して相談を受けて、それが少しでも回復される、今、当事者同士の話し合いとありましたし、当事者同士の話し合い以外に、例えば加害者と被害を受けた人が接触しないようにするとか、いろいろな方法があるわけではないですか。でも、そのときに必ずしも人権侵害認定が必要かという、そうとも限らないです。人権侵害認定をしなくても、その被害者が思っていることを何らか別の形で解決していくという段階もあります。それとはまた別に、あなたが受けていることは人権侵害ですと認定をしてあげて救済をするという手続きになりますから、相談支援と認定・救済というのはシステム自体が違うのではないかと思うのです。

例えば、大学などでもハラスメント相談所がありますよね。ハラスメント相談所に「私はハラスメントを受けたと思います」と言って、ハラスメントかどうかの認定をするわけではないけれども、今、苦境にある学生さんとか職員さんが少しでも働きやすくなる、学びやすくなるような環境を調整しましょうという相談業務とか支援業務があって、でも、やはりこれはハラスメントだと認定しないと次の段階に進めませんというときは、例えばハラスメント防止委員会みたいなところに申し立てをして認定してもらって、救済に入っていくということで、システムが違うわけです。

それが本当に区別して認知されているのか、この文章を読んだだけでは若干クエスチョンという感じだったのです。それは、先ほど言ったアドボケートとコミッショナーでも同じような感じで、コミッショナーはやはり認定・救済とか制度・改築のほうを行うし、その人の思いを聞き取るというのがアドボケートの仕事なので、アドボケートとコミッショナーも連続しているように見えても、実際に業務とか権限は違うということが、もう少し実践する行政が分かっていると、そのところが分かっているからコミッショナーが第三者性・公正性が必要だということが分からないのではないかと思うのです。そこが区別できていないから、第三者機関が必要だと我々が言っていることがあまり通じないのかなという気もするので、その整理を、この文章をどうするかということよりも、庁内できちっと理解していただきたいと思いました。

○こども政策推進担当課長

承知いたしました。

○内藤副会長

1の「現状」の「こどもの権利に対する総合的な相談窓口」というところの、中身の冒頭みたいなところをしっかりと位置付けていくということかと思いますので、庁内で話を詰めていただければと思います。次回の課題という形でよろしいでしょうか。

○こども政策推進担当課長

承知しました。

○内藤副会長

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○山田委員

権利をお伝えするのも大事ですけれども、すごく感じるのは、令和4年12月に、民法でも児童虐待防止法でも児童福祉法でも、全面的に親権者だけではなく養育者全体に対して体罰禁止、体罰だけではなくて有害言動の禁止も書かれているわけです。これは法制化されているので、そのところの周知がものすごく弱いと思っています。年末だったから報道もほかの報道に取って替えられてしまって、この重大な子育てに関する価値観の変換を法律で行ったのに全然周知されていません。権利について学ぶだけでなく、日本は体罰が法律で禁止されていることの周知徹底も、どこに入ればいいのか悩ましいですけれども、50ページの「しつけのためなら、ある程度の体罰もやむを得ない」というのを現状としているのであれば、その対策としては、法律上体罰が禁止されていること、体罰だけではなく有害言動が禁止されていることを周知徹底するというのも、これはかなり具体的に入れ込んだほうがいいのではないかと思います。

○秋山委員

今、山田委員もおっしゃったところについて、いいなということが1つです。しつけのためなら体罰もやむを得ないというのが2割、小学生だと2割半ばという形でいるということが、まず何しろ大問題なわけです。我々としては、その点をもっと具体的に、取組方針の中に第1番として入れるべきではないかということをまず思いました。

それから、次に「2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保」について、「現状」にあるように、こどもたちはSNSを活用したいと同様に、学校を通じてということが現状としてありました。参考に、前回、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについての報告を受けましたけれども、こどもたちがまず第一に小学校、中学校、義務教育の間にいろいろな形のことを言えるのは、

もちろんワーカーさん、カウンセラーさんもあるのだけれども、やはり担任、日常的に接している先生方の理解増進といったことが非常に大切ではないかと思います。スクールカウンセラーも増えているし、ソーシャルワーカーも、倍になったといっても全区で10人のようですけれども、そういった中で担任の先生、常日頃会う教科の先生でもそうですけれども、保健室の先生といった先生方の理解の増進を図るということを取組方針の中にぜひとも入れていただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

その辺りについては所管と調整させていただきます。

○内藤副会長

先ほどの山田委員のお話で、50ページの現状の1つ目、「しつけのためなら……」ということと、こどもの権利で特に課題になっているけれども、体罰というのは本当に絶対にないことですので、そこはしっかり書き込んでいく必要があるかと思いましたが、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらについては、今後、具体的に第5回に向けて加筆していきます。それについては、もしかすると会議前に事前にメール等で情報共有をして意見を聞くかもしれません。その辺りについてはご協力いただければと思います。

○内藤副会長

ありがとうございます。ほかにここで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○井元委員

コメントさせていただきたいことが1つと、確認させていただきたいことが2つあります。

まず、1つコメントです。区民として読ませていただいて、つながっていないと思ったことがあったので、ほかの先生方にもご意見がなければそのままでもいいと思いますし、ご意見があれば見直していただいたほうがいいと思います。最初は50、51ページの、こどもの権利の話のところ。課題の上2つが結構似ていると思いつつ、ポイントとしては、1つ目のほうは、知る機会を増やして、まず理解してもらいましょうという話かと思います。2つ目は、それをしっかり学んでいくことと、その対象がこども自身だという話かと思っています。それに対して、そもそもこの資料の読み方として、課題に対して取組方針があると思うのですけれども、課題の上2つにひも付くのが取組方針の2番だと思うのですけれども、課題の2番目の、学ぶことに対しての取組方針が弱いと思っています。認知度を高めて取組を行うと言っているのですが、「知る」と「学ぶ」では、「学ぶ」のほうがもう少し深いと個人的には思っているので、「学ぶ」をターゲットにした取組方針にすべきではないかと思いました。

あと2つ、確認させていただくところは、先ほど三堀委員もお話しされていたところだと思うので

すけれども、51ページと53ページの主な事業が「新規事業検討中」になっていると思います。ここは、予算の都合とかがあるので書けるか分からないし、書ける範囲で書きますというお話だったかと思うのですけれども、基本的には取組方針に書いているところに合うような話が、例えば51ページの主な事業であればこどもの権利推進事業のような感じで書かれるという理解で合っていますかというのが、確認したいところの1つ目です。

もう1つ、手元に現行のこども計画がないので、これはどこまで詰められるのだろうということでも伺いたいの、51ページ以降の「主な事業」と書かれているところについて、例えば55ページなどは主な事業に「妊娠出産支援事業」などと書かれていますけれども、こども計画に書かれるレベル感はこの「〇〇事業」などのレベル感になってくるのですか。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。まず1点目の、「学ぶ」について記載が弱いというところですが、ご指摘のとおりでして、今、こちらは調整中の部分もありますので、これについては今後、教育委員会事務局とも調整した上で、載せられることについては追加していきたいと考えています。

主な事業の記載ですけれども、ここについては新規で予算を伴うものもありますので、現段階ではお約束はできないのですけれども、載せられるものについては載せますし、取組方針の中にも先ほどの「学ぶ」だけではなくて追加できるものについては関係所管で調整次第、まだ調整しきれていないものもありますので、追加していきたいと考えています。

最後に、事業レベルの載せ方ですけれども、例えば先ほど55ページとおっしゃいましたが、こういった主な事業の事業名というレベルで載せることを予定しています。スペースの関係もありますし、現段階での構成ではこれがぎりぎりではないかということもあります。ただ、それ以外の説明等で追加できる部分については、ご意見を頂ければ、記載方法や注釈等で補足していければと思っています。ただ、ご覧いただいて分かるのとおり、既に90ページ近い状況です。計画の資料を見ただければ分かるのですが、今の資料が大体100ページで、それに近いページ数になってきているので、そこについてはバランス等も含めて、もしかすると今あるグラフなどを削除することもあるかもしれないので、今後の校正作業の中で相談させていただきたいと考えています。

○山田委員

事業のことですけれども、主な事業として、例えば予防接種事業など、何をやっているか区民さんがある程度ずっとイメージできる事業もあるでしょうし、例えばホームページで「この事業についてはここに記載されています」というような、公開されているものもあると思うのです。それは「ここを見てください」という参照を書けばいいと思うのですけれども、新規事業はかなり書き込まないと分からないのではないですか。注釈の形でもいいかもしれないけれども、事業名だけ並べるのではなくて、新規に考案して実践していくものは少し丁寧に書き込んだほうがいいのではないかと、今の話を聞いて思いました。

○こども政策推進担当課長

新規事業の記載については、載せられるもの、載せられないもの、いろいろありますので、それについては庁内で調整させていただいて、必ず載せるという約束はできないのですが、そこについては検討した結果を、また次回に報告させていただきたいと思います。

○内藤副会長

それでは次回のところで今後の新規事業の入り方も含めて、もう一度見直せるということでしょうか。

それでは、次の議題に入ってもよろしいですか。次に基本目標2について、事務局よりよろしくお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは、54ページをご覧ください。基本目標2「こどもの育ちを支える」について、大施策「1 こどもの健全な発育の支援」です。めざす姿は、2行目の「安心してこどもを産み、健やかに子育てできる環境が整っています」としています。55ページをご覧ください。取組方針としては、1の「産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級などを通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防」することなどを挙げています。

56ページをご覧ください。「2 就学前の教育・保育事業の充実」についてです。めざす姿は、「教育・保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な教育・保育事業が安定的に提供され、こどもたちがのびのび育ち、子育て家庭が安心して子育てできる環境が実現しています」としています。57ページをご覧ください。取組方針としては、「2. 保育所においては、本区における保育の質のあり方を示す保育の質ガイドラインを策定し、こどもの権利擁護や保育環境の整備、保育内容の向上等を、区内の保育従事者等で共通理解することで保育サービスの向上を図ります。「幼稚園においては、幼稚園教育要領等に基づき、『就学前教育スタンダード』の取り組みを推進するなど、質の高い教育を実施」することなどを挙げています。

58ページをご覧ください。「3 居場所等の充実」です。めざす姿は、「こどもが安全・安心に過ごせる居場所や遊び場を提供することで、こどもの安定した日常生活が確保され、こどもたちが健やかに成長しています」としています。59ページ中段をご覧ください。取組方針としては、「1. 児童館においては、引き続き子ども家庭支援センターなど他の子育て関連施設等と連携・相互補完しながら、0歳から18歳まで切れ目のない支援を推進するとともに、児童館の機能を拡充し、中高生が気軽に利用できる居場所づくりに取り組みます」などを挙げています。

60ページをご覧ください。「4 学習・体験機会の充実」です。めざす姿は、「こどもたちが文化、スポーツ及び読書等に親しむほか、多様な学習・体験を行うことで、豊かな人間性や社会性を身につけています」としています。61ページをご覧ください。取組方針としては、「7. 俳句講師を派遣した俳句授業、地域の特性や歴史、地域との連携等を取り入れた授業・教育活動など、江東区ならではの学習・体験ができる授業・教育活動を継続します」などを挙げています。

基本目標2についての説明は以上となります。

○内藤副会長

ありがとうございます。「こどもの育ちを支える」という基本目標2ですけれども、ご説明がありました。いかがでしょうか。

○石村委員

56、57ページについて、産後の方など、国の方針に従ってかなりいろいろなことが実施されているのですけれども、妊娠中の方が参加できる機会がなかなか、今、私たちは助産師会で休日版両親学級を引き受けていますけれども、たった1回だけいらして講義を受けてもらうのですけれども、もっと妊娠中の方が参加できるような、安心できるような工夫というのはないのでしょうか。

○健康部参事（深川南部保健相談所長）

妊娠中、まず、ゆりかご面接の中でもいろいろなお話をさせていただいております。そのあと、休日版の両親学級もございますけれども、それに加えて平日版も参加することはできますので、機会としてはいろいろご用意はあるのではないかと。あと、電話等々で受けることもしております。また、若い方とか、特にご高齢で妊娠なさっている初産の方などですと、個別に訪問等をさせていただいております。

○石村委員

今、仕事をされている方が多く、なかなか出てくる機会がないかと思うのですけれども、本当は妊娠中こそ大事なので、もっと積極的に妊娠中の方を安心させるように、いろいろな機会の出席率を上げるような工夫ができるといいと思うのです。ですから、保健所関係でそれだけ努力をされているということですが、ほかに区の施設で妊娠中の方を呼べるようなものはないのでしょうか。例えば、みずべなどではこの頃は沐浴指導などを始めたりして、私たちと一緒にしているので、少しずつ認知度が広がっています。あるいは児童館など、そういうところで妊娠中の方が集えるというか、お産に向けて勉強できるとか、そういう安心できるような工夫がもっとできれば、もっといいと思います。それに加えて、妊娠する前、若い女性の方たちに、もっとお産のことをきちっと勉強していただくとか、いきなりお産に向かって大変な思いをして、産後大変というのではなくて、循環型の、若い方にもお産のことを知らせるような機会ができればいいと思います。

○養育支援課長

今の話の補足になりますけれども、今、ちょうどお話しいただきましたけれども、区内8カ所にある子ども家庭支援センターでは、以前は出産後につながって利用される場としての認知がほとんどだったので、現在は妊娠期間の支援といいますか、取り込みを大事にしていまして、各センターで工夫を凝らして、例えば沐浴プログラムですとか、栄養士がいる所は赤ちゃんの食事の

情報提供なども、今、しているところです。土曜日も開所していますので、今後も子ども家庭支援センターで、そういった妊婦さんでもご利用できるような、働いている方もつながれるような機会を増やしていきたいと考えています。

○内野委員

こども計画のこの部分、特に「2 修学前の教育・保育事業の充実」というところは不十分だと思います。皆さん、ご自宅で資料を見返していただくと、資料と文言が替わっているだけで、5年前に作ったこども子育て支援計画とほとんど同じです。この5年間で状況は劇的に変わっているので、今の江東区の状況で、本当にこれは不十分だと思います。失礼な言い方ですけども、委員の皆さんは本当にこのことについて関心を持っていただきたいと思います。

具体的に言うと、ここの「めざす姿」として「教育・保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な教育・保育事業が安定的に供給され」とありますが、ここのところが本当に危機に瀕しているのです。前回、山田委員が、区立幼稚園がかつて32園あったのが20園になって、今、7園に統廃合されているということを聞いていないとおっしゃったけれども、今、そういう状況なのです。そして、私立幼稚園が11園ありますけれども、本当に5年後に11園のうち何園残っているのかと感じています。社会の変化の中で適者生存というか、社会的役割を失ったものが淘汰されることを私は否定しているわけではないです。ただ、教育・保育施設と考えたときに、江東区の区立幼稚園もそうだったのですけれども、私立幼稚園は、この江東区の中で500坪、1,000坪という敷地を有して、園庭でのびのびと遊べるような環境の保育施設が、一度なくなったらもう失われてしまうのです。今の課題は、幼稚園、保育所という、これは国の制度ですけども、それが社会の変化の中で、特に幼稚園が業態変容を迫られているということなのです。

それで、1つの視点として、新2号が今江東区でどのくらいいるか把握していらっしゃいますでしょうか。この資料の中では読み取れないのですけれども、先に答えを言ってしまうと500人を超えているのです。つまり、2号の方の選択肢として、10年前の幼稚園では果たしていなかった役割を今果たしているのです。今、私立幼稚園も全園預かり保育を行っていますから、各園にいわゆる新2号がいます。新2号というのは、2号認定を持っているけれども、保育所を利用しないで幼稚園を選択する人のことです。つまり、就労家庭の選択肢として、今の若い世帯は保育所とともに就労支援機能の充実した幼稚園も含めて選択しているのです。500人というのはすごい数字で……長くなるので、新2号も含めた保育施設の充実という視点はここにはないですね。これもすごく大事なところだと思うのです。

○内藤副会長

これに関してはいかがでしょうか。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。まず、めざす姿に関するご意見についてですけれども、委員から危機的な状況というお話を頂きました。ここでは、今後の少子化、就学前人口の減少なども踏まえて、区としましては、「適切に整理されている」というのは、今ある施設を引き継ぎ維持していくというところ、それによって良質で多様な保育・教育事業を安定的に供給していくといったニュアンスで、めざす姿としています。実際に今もやっではいるのですけれども、これをしっかりと未来に向かって維持していこうというところがめざす姿ということです。

また、2点目の新2号のご指摘につきましては、今、多様な働き方、ライフスタイルがある中で、新2号が増えているというところですので、保護者の方の選択肢として保育園、幼稚園、両方の選択肢があると思っています。そういったものを適切に捉えながら、今、保育園については空き定員も生じている状況ですので、そういったものは是正しながら、今の施設を適切に維持していくというところを載せているところでございます。

○山田委員

幼稚園のシステムがあまりよく分かっていないので大変恐縮ですけれども、私立の幼稚園が認定こども園になるのは何か大変なことがありますか。あるのだったら、それを例えば行政支援してもらったら、保育のことも広い園庭のある幼稚園を担っていただけますよね。その辺はどうなのですか。

○内野委員

堀田部長、いかがですか。この間お話しした時に、待機児童も解消して、今、江東区で新たなこども園の認可は考えていないというようなことをおっしゃっていたと私は記憶しています。それから、こども園に移行するのであれば、0、1、2もマストであると。ずいぶん古い考えのままだと思っているのですけれども、当然、私立幼稚園の半分くらいはこども園への転換を検討しています。だけど、江東区の窓口では、そういうことは検討されているのでしょうか。門前払いという印象を我々は受けています。

○こども未来部長

認定こども園については、以前、江東区で非常に待機児が多かった時代については認定こども園の新設ということを検討しておりました。当然、特に待機児の多い0、1、2歳くらいまでを入れられること、それから、3、4、5歳になった時に幼稚園教育ができるという点で非常に有効な手段となっていましたけれども、今は状況が大きく変わって、待機児童がゼロになったということもあって、基本的に、今、区としては新設の認定こども園を含め、新しい保育施設を造るということは計画としては考えていないところです。

ただ、今、内野委員がおっしゃったように、既存の幼稚園を認定こども園化するというのであれば、現状の区の状況としては、0、1、2歳の低年齢児は今でも入園するのにかなり厳しい状況もございしますので、ここの定員を増やすというのは絶対ではないかと私は思っています。3、4、5歳はかなり定員が多くなっていますので、ここの定員が増えるということではなく、今のニーズからいく

と、区のお金を投入するのであれば、0、1、2歳をいかに増やすかということのほうをより考えなければいけないのではないかと考えています。それを踏まえた認定こども園でなければ、正直、なかなか今の区の状況の中で具体的な計画に載せるのは難しいのではないかと考えています。

○山田委員

ということは、逆に言えば、既存の私立の幼稚園が0、1、2の枠を作って認定こども園化することは可能性があるという、そういう意味でしょうか。

○こども未来部長

現状、正直なところ、新しい施設を造るという検討には行っていません。では、今、私立幼稚園が新たに0、1、2の定員を入れるということがあったとして、どうだろうかというのは、今の時点ではお答えは難しいです。もう一つは、今の幼稚園の中で0、1、2のクラスに入れられるのかどうかという物理的な問題であったり、給食室をどうするのかとか、いろいろありますので、それが具体的なものにならないとなかなか難しいのではないかと思います。

○山田委員

だから私の質問があって、それを支援するようなお考えはありますかということだったのです。時間の関係で、この議論ばかりに時間は割けないのですが、1点、基本目標2の「3 居場所等の充実」について、つい先週末、前橋で日本こども虐待医学会の学術集会があって、そこにこども家庭庁の官僚さんが来て、「こういうことをやっているからお医者さんも協力してください」みたいな感じだったのです。「協力はやぶさかではないけれども、保険点数も何も付いていないのに……」みたいな反論はしておきました。

それとは少し論点を変えて、居場所をつくって、居場所で解決している子もいます。居場所があることでいろいろな問題を抱えている心の悩みなどが解決されている子もいます。学校にもおうちにも居場所がなくて、第3の居場所があることが救いになる子はいるのです。でも、先ほど、担任の先生がもう少し細やかにこどもの変化に気付いてほしいと秋山委員がおっしゃっていましたが、居場所の職員さんたちもそういう気付きの目を持っていないと、なかなかメンタルケアに進まないのです。

その前の週に、スウェーデンで国際学会があって、日本の実情を発表してきましたが、その時に、なぜ日本はコロナ禍でこんなに急激に不登校と自殺が増えているのかと。この兆候は世界的で、先進国にはどこにもあるのですけれども、日本は際立っているのです。それはなぜかということ、家庭問題が解決されないまま、いろいろずるずると来ていたところに、コロナの負荷がかかってぶわっと爆発したみたいな形で、不登校と自殺が増えてしまったわけです。その時に、日本はなぜこの子たちがメンタルケアを受けられないのですかという話になって、「高齢者にメンタルケアや精神科医療が偏重していてこどもに回らないのですか」と、フロアに参加している人から言われたので、日本は高齢者も若年者もどちらもメンタルケアが足りないのですと答えてきたのですけれども、や

はり精神科医療を受けるということにものすごい偏見があって、体も病むのだったら心も病むわけで、精神科診療というのはごく普通の医療でなければいけないのに、精神科に通うというだけで、例えばお子さんについて心の診療を受けたほうがいいですよと私たちのクリニックで言うと、「うちの子を病人にするのですか」みたいにおっしゃる親御さんもいたりします。「そうではなくて、支援のために精神科医療が必要だと思いますよ」と言っても通じないみたいな、そういう国民性はあるものの、そうは言っても、やはりこども自身、精神科に行きたいという子も結構いるので、メンタルケアにつなぐ施策を少し考えてもらえないかと思います。居場所だけで解決する子ばかりではないですので、そこからきちっとした精神科療法や心理療法につなげられるようなシステムをつくっていただければと思いました。

○内藤副会長

ありがとうございます。ここは本当に項目も多いですので、ご意見もたくさんあると思うのですが、追加はコメントで送っていただく形でもよろしいですか。本当は一番伺いたいところではありますが、よろしいでしょうか。秋山委員、申し訳ないです。大丈夫でしょうか。

それでは、基本目標3について、事務局から説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは、62ページをご覧ください。基本目標3「保護者の子育てを支える」について。大施策「1 家庭の養育力向上への支援」です。めざす姿については記載のとおりです。63ページをご覧ください。取組方針としては、「5. こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた親に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を身につけるための講座を実施し、同じ悩み・不安を抱える保護者同士が悩み等の共有・情報交換できる場を設けること」などを挙げています。

64ページをご覧ください。「2 子育て支援サービスの充実」です。めざす姿については記載のとおりです。65ページ中段をご覧ください。取組方針としては、「2. 未就園児を対象とした定期的な預かり保育事業(あずかーる)の実施状況を検証し、利用するこどもや保護者にとって最適なサービスの提供」を図ることなどを挙げています。

66ページをご覧ください。「3 相談体制と情報提供の充実」です。めざす姿は記載のとおりです。67ページ中段をご覧ください。取組方針としては、「5. 子育てについて身近な場所で相談等ができるよう、地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において整備を進めます」などを挙げています。

68ページをご覧ください。「4 子育て家庭への経済的支援」です。めざす姿は記載のとおりです。ページ下段をご覧ください。取組方針としては、「2. 児童手当や子ども医療費助成の対象児童が18歳に達した年度末まで拡大され、子育て家庭の生活面における更なる経済的支援に取り組みます」などを挙げています。

基本目標3についての説明は以上となります。

○内藤副会長

それでは、基本目標3についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○山田委員

これも繰り返しですけれども、基本目標3の3の相談体制と情報提供や、2の子育て支援サービスのところで、メンタルケアのことも少し書き込めないですか。結構、江東区は心理士さんを相当な数きちんと採用しているのに、これだと、福祉サービスはもらえるけれども、心理サービスがあるということが記載されていないと思うのです。例えば児童相談所などでも、歴史的に大人の対応は児童福祉司、こどもの対応は児童心理司みたいになっているけれども、心理が必要な大人もいればソーシャルサービスが必要なこどももいるわけです。やはりもう少し福祉と心理というのが一体的に、今は母子保健と福祉サービスを一体化させて子ども家庭センターにしましょうとなっているけれども、福祉と心理もつないでいかないと、いつまでたっても精神科医療につながっていきませんよね。心理が間に入ってくれるから、その心理の人がアセスメントして、区の行政サービスでは難しいので専門的な治療が必要だとなっていく。福祉パートだけがやっていると、なかなか心理療法の必要性というものがアセスメントできなくて、そちらで解決すればいいのというケースが、福祉のサービス提供でなんとかしようとなっていくってしまいう傾向があるので、サービス提供は重要ですが、それだけではなくて心の問題をどうやって解決していくかというのが、もう少し計画に入ったほうがいいのではないかと思います。

それに関連して、先ほど言いかけた4ですけれども、せっかく18歳に達した年度末まで小児医療を拡大したのであれば、これも心理サービスに直結するわけではないですか。児童精神科に通っても、高校3年生の年度末まで無料で済むわけです。そうしたら、もっと精神科医療を受けやすくなると思うのです。本当にメンタルケアの不充実さというのは、前回も話したかもしれないけれども、7月のアジア4カ国との比較でも圧倒的に日本は遅れているのです。香港、台湾、シンガポールよりも遅れているというのが現実なので、基礎自治体からそういった状況を変えていってほしいと思いました。

○内藤副会長

メンタルケアの部分のご回答をどなたか頂けますでしょうか。

○養育支援課長

4の施策の3番のところですが、確かにそういった類いの記載が今回はなかったので、それについては事務局と相談して整理したいと思っています。現状、うちも心理職がかなり採用・配置されておりまして、それぞれ必要なこどもや保護者の担当をもって個々に支援を行っています。あと、今後に向けましてはもっと広い対象にも支援ができるように、例えばペアトレのような事業等の組み立て等も視野に入れて考えていきたいと思っています。そういったところも見据えて、記載について考えています。

○山田委員

ペアレントトレーニングに予算がかなり付いていて、外部委託もできる形になっていると、先週末の学会でこども家庭庁の官僚さんがおっしゃっていたのですけれども、あまり活用されていないのではないかということがあるので、その辺をこれに書き込むかどうかは別として、きちっとサービスとして区民が知る必要はあると思います。

○内藤副会長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○宮原委員

今さらですけれども、「めざす姿」に違和を感じて、「めざす」というのは目標などだと思うので、言葉の表現の問題ですけれども、「できる環境が整っています」や「健やかに成長しています」では、もうできているのだったらやらなくてよくないかという感じに聞こえてしまいます。語尾を「めざします」などにしたほうが力強く感じるのではないかと思います。

○こども政策推進担当課長

事務局で預かって検討させていただきます。

○井元委員

2つ、大きく気になるところがあるので、質問させていただきます。

1つが、先ほどの1個前の基本目標2の時にお話しされましたけれど、石村委員から、保健所さんも、今、いろいろな情報提供をされていると思うけれども、妊娠期から情報提供などをしてあげたほうがいいのではないかという話があったと思います。私が出産した時、初産だったのですが、コロナ禍だったので余計情報がなくて非常に孤独だったということと、情報をすぐ求めていたけれどもなかなか手に入らなかったということもあったので、まさに今、基本目標3の、例えば67ページの取組方針の4番に書いてある、「妊娠期から参加できる子育てに関する講座の実施や情報提供」というところや、63ページの6番の「子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関する相談・情報提供などの支援に取り組みます」というところはぜひ注力していただきたいと思います。

また、ゆりかご面接を私も受けたのですけれども、再面談などの対象ではなかったのかもしれないですけれども、そのあと情報が途切れてしまったということがあったので、例えばゆりかご面接を通して保健所の方々が家庭支援センターをご紹介いただくとか、生まれたあとの大変さというのは意外と誰も教えてくれなくて、産む瞬間とかその直前直後は教えてくださるのですけれども、そのあとが本当に寝なくて困るなど、あとあと気づくというか、直面してあたふたするみたいなのところだったので、もっと長い目で、1歳とか2歳とか、早い子だったら0歳児クラスから入るので、1歳くらいまでご家庭でしっかり見ないといけないところだと思うので、この時にこういう状況が起きて、そういうときに使えるサービスはこういうものがあるというような、時系列と大変さとお母さんのモチベーションとか、そういったところを含めて情報提供してもらえると、その時の自分も

良かったらと思います。周りにも産後うつのような方も結構いて、1回目でそうになってしまうと、もう1人産もうという気持ちはなかなか出てこないと思うので、出産、出生率のようなところにどんどんつながってくる話だと思うので、ぜひここは意見させていただきたいですし、しっかり取り組んでいただきたいと思います。そこが1つです。

すみません、お時間もないので、もう1つだけ。67ページの取組方針1番ですけれども、「子育て情報を掲載した『江東区子育てハンドブック』を発行し」と書かれていると思うのですけれども、確か、これは本だと思うのですけれども、去年ちょうどアンケート調査の時に、乳幼児の両親は抱っこしながらとか、すぐ呼ばれたりなどして、なかなか落ち着いてアンケートに回答するのは難しいという話があったと思います。これも同じ話で、本を発行するのは、本で読みたい人もいると思うのでいいと思うのですけれども、オンラインでその時々にはプッシュなどで通知してくれるとか、そういったほうが、このまとまっている情報をより生かせるのではないかと思います。細かい話ですけれども、ぜひ基本目標を立てて、取組方針で、そのあと事業を考えられる時にご参考いただきたいと思います。この場で共有させていただければと思います。

○山田委員

1点だけいいですか。書かなくていいのですけれども、生まれたあと、子育てが大変だけれども、虐待してはいけないということについて、厚労省もビデオを作ったりしていますけれども、割とシステムとしてつくられているのがSBSの予防教育です。先ほどから担任の先生とか居場所の人とかスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがこどもの変化に気づかないといけないということが指摘されていますし、秋山委員からも指摘していただきましたけれども、そういうものも、例えばRIFCR研修をしてもらえると、どういうことに着目してこどもの変化を見ていかないといけないということも入っています。定型化されている研修は、RIFCRは大人の側が受けるし、SBSの予防プログラムは親になる妊婦さんとそのパートナーが聞くという形で、それほど長時間やらなくても伝わるものは積極的に事業に組み入れていくことが大切ではないかと思いました。

○内藤副会長

貴重な意見をありがとうございました。事務局、何か回答はございますか。

○こども家庭支援課長

情報発信の関係は、いろいろあるのでまとめて私からお答えします。子育て情報の情報発信は、確かに、今お話があったように分かりづらいというのはずっと課題であって、その都度いろいろとサイトを立ち上げたり、ハンドブックもいろいろな意見を聞いた中で分かるようにということでまとめていったりという工夫をしています。

その一方で、やはりどこに情報があるのか分からない。お母さん方は忙しいので、なかなかいろいろと見られないということがありますので、例えば今の67ページのところで、これだけではないのですけれども、今お話のあった取組方針の1番にハンドブックを発行とあるのですが、その下の2

番にもあるとおり、サイトやLINEのほかにも、今現在、新たな媒体で情報発信、お母さんたちが取りに行くのではなくてこちらから発信していくというやり方がないかというのを検討してございます。

ただ、ここも実は、区役所というところは議会等がございまして、事業をやっていくというのは、まだ何とも、「やります」とは書けないところではあります。まさにここは検討しているということで、かなり踏み込んで書いている状況ではございます。当然、ここは忙しいお母さんたち、ハンドブックを見ている余裕もないお母さんたちにでも分かるような形、さらに0～18歳、いろいろな情報が、どこまでできるかはあるのですけれども、そこはまさに今検討しているところでございます。

○内藤副会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、基本目標4についてご説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは、70ページをご覧ください。基本目標4「支援が必要なこども・若者・保護者を支える」について。大施策「1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援」です。めざす姿は記載のとおりです。71ページ中段をご覧ください。取組方針としては、「7. 医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催」することなどを挙げています。

72ページをご覧ください。「2 虐待の未然防止と対応」です。めざす姿は記載のとおりです。73ページをご覧ください。取組方針としては、「3. 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動」を行うことなどを挙げています。

74ページをご覧ください。「3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援」です。めざす姿は記載のとおりです。75ページ下段をご覧ください。取組方針としては、「7. ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための実態調査や、対応力向上のための関係機関等職員向けの研修の実施」に取り組むことなどを挙げています。

76ページをご覧ください。「4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援」です。めざす姿は記載のとおりです。77ページをご覧ください。取組方針としては、「1. 『KOTOこどもかがやきプラン』に基づき、各校の不登校担当者による連絡会等の充実を図り、不登校の未然防止に取り組めます」などを挙げています。

78ページをご覧ください。「5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援」です。めざす姿は記載のとおりです。ページ下段をご覧ください。取組方針としては、「1. 区の保育所入園手続きにおいて、日本語が不自由な保護者に対し、多言語対応の通訳クラウドサービスを活用」することなどを挙げています。

80ページをご覧ください。「6 こども・若者の社会的自立の支援」です。ページ下段をご覧ください。

さい。取組方針としては、「1. 青少年健全育成に係る団体の活性化に向けて、引き続き人的支援・財政支援を行います」などを挙げています。

基本目標4についての説明は以上です。

○内藤副会長

ありがとうございます。時間がオーバーしているのですけれども、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○宮原委員

77ページですが、いじめなどに関することですけれども、8番のスクールカウンセラーの件で、幼稚園や小学校と書いてあるのですけれども、保育園が記載されない理由は何かあるのでしょうか。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。この記載については、教育委員会で記載している関係で、幼稚園、小・中学校・義務教育学校となつてはいるのですけれども、普段から保育政策課・保育支援課のほうで保育園を支援しているといったところでございます。スクールカウンセラーとなると、お子さん向けのサービス、支援になると思うのですけれども、なかなか未就園児に対して同様のサービスができるかという、難しいところもあるのですが、そこは各保育園の先生たちの資質向上をもってこどもたちを支援していきたいと思っています。ただ、お気付きのところについては、次回の会議までに教育委員会と調整をしたいと思っています。

○山田委員

教育委員会マターだからこうなってしまうというのはあるかもしれないけれども、実際のスクールカウンセラーさんたちも、こどもに接触できるのは休み時間と放課後しかないので、結構、保護者支援とか教員支援をやっているわけです。そういう意味では、今のご説明で、保育課がやっていることと保育課で派遣している心理の人が提供しているサービスと、あまり変わらないので、ここに書けない別枠でも、そういうサービスをしていますということは、やっているのであれば書いていいと思います。

私が指摘したいのは1と2です。「不登校の未然防止に取り組めます」「不登校の未然防止につなげます」と書いてあって、これだと不登校は悪いことなのかという感じです。未然防止も必要かもしれないけれども、不登校になったこどもの正当性もいくらでもあるわけで、不登校になったこどもより学校が変われよという場合もないわけではないです。これは不登校が悪いことのような印象の文章になっているので、そこのところを変えてほしいです。あと、不登校を未然防止するだけでは駄目で、実際にこんなにたくさん不登校の子がいるわけだから、その子たちに対してどういうサービスをするのかということや、先ほども言いましたけれども、不登校のこどもの支援は、登校できるようにすることがすごく最大の目標になっている。例えば虐待で親子分離したこどもは親子再

統合が最大の目標になってしまったりするのですけれども、親子再統合しないほうがいい子もいるわけです。不登校のままのほうがいい子もいるかもしれません。そうしたら、不登校の原因や、その子のメンタルの状況によっては、その子の一番その子らしく生きられる生活環境を適切に整えるとか、そういうことが大事なのであって、未然防止だけ書けばいいというのは不登校対策としてはあまりに不十分だと思います。

○指導室長

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、学校に来ることが全てではないというのは重々分かっておりますので、表現について、また見直したいと思います。

○内藤副会長

不登校そのものがいいことではないというような書き方は、今現在のこどもをかえって苦しめてしまいますので、ご検討いただくということによろしいでしょうか。

ほかにはございますでしょうか。

○田村委員

70、71ページの「障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援」ですが、幼児期、特に別に私どもの発達支援センターだけでなく、幼稚園や保育園、現場との協力関係というのはすごく必要なのです。そういうところがベースにあって、共に育つということがあって、そして、専門のところにはある配慮をしていきましょう、給付のサービスをしていきましょうということになるのが本当に望ましいと私は思っています。共に育つ良さというか、そして、お互いが、例えば変わった子を受け入れるために努力しているのです。障害に対しての何かだけで事業が行われるのではなくて、現実的に通常の保育園、幼稚園、あるいは保育室なども含めて、その基盤があるというのはしっかり明記していただきたいと思います。

○山田委員

その意味では、取組方針の5で「保護者や主治医、幼稚園と連携して」と、ここにも保育所が入っていないのはなぜかという感じがあります。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。田村委員のご指摘はごもっともでして、我々も保育園だから、幼稚園だから、障害者施設だからという縦割りというか、そういった壁を取り払って、同じこどもの施設として連携してやっていきたいと思っておりますし、保育園における障害児、疑いも含めて、受け入れというのは進んでいる状況です。医療的ケア児ですとか、特別な対応が必要な方をフューチャーした形で記載されているので、改めて、連携をとってやっている旨は現状のところに入れさせていただきますと思います。

山田委員のご指摘については、先ほどの教育委員会、スクールカウンセラーと同様の事象が発生してしまっていますので、ここについても連携してやっていきたいと思っています。

○田村委員

加えて、共に育つためには、それ以前の「こどもの育ちを支える」というところで入れてもらえたらいいのかもしれないけれども、やはり定員の問題、あるいは支援の必要なお子さんとともに、クラスの職員数を増やしていくとか、その辺りや、あるいは職員全体の、子育てとは何なのだろう、発達とは何なのだろうという学びの場、研修の場がしっかり保障されるような保育体制が欲しいと思っています。

○保育支援課長

ご意見ありがとうございました。障害をお持ちの方についても、共に育つという観点は大事だと思います。保育従事者につきましても、今、我々の整理としましては障害児を抱えるクラスだったり、それに準じるようなクラスには厚めに体制を組めるようにはしておりますが、先ほど田村委員がおっしゃったとおり、保育従事者がまだ十分ではないというところもあろうかと思えますし、それまでの方の研修だったり知識向上というのが重要かと思えますので、そういったところについて今後検討していきたいと考えております。

○山田委員

知識の向上は大事ですけれども、こどもと接する人たちが研修を受けることは当然必須ですけれども、区民全体に知ってもらわないと、やはり冷たいまなざしが、バスに乗っている時や電車に乗っている時、駅舎とか、そういうところで注がれて、こどもは傷ついているわけです。

時間がないのに申し訳ないけれども、この前、音声チックのある方の新聞投書が取材があったのですけれども、電車に乗る時、外国籍の人がいたら、その人の隣に座りますと彼は言っていました。「I'm a Tourette (私はトゥーレット症候群です)」と言うとすごく理解して、大きな声が出てしまったり体が動いてしまったりすることをすごく許容してくれると。だけど、日本ではトゥーレットのことが分かっていないので、ものすごく奇異な目で見られると。それは、その人に直接接している人だけが障害が分かっているわけではなくて、区民全体が分かっていないと、そういうまなざし、奇異な目で見られる目はなくなっていくわけですね。障害というものがどういうものなのかというのは実は広く広報していかないといけないことなので、そういう視点も盛り込んでもらえるとうれしいと思いました。

○内藤副会長

大事なご指摘かと思えます。いかがでしょうか。

○障害者施策課長

ご意見ありがとうございます。障害理解の促進というのは江東区でも大きな課題となっております。障害と一言で言っても本当に非常に幅が広くて、一人一人によっても状態にかなり差があるという、本当に広いものであるのですけれども、引き続き、いろいろな媒体を使いながら、少しずつでもその理解が進むように取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○秋山委員

2の「虐待の未然防止と対応」について、一言申し上げたいと思います。私は養育家庭、里親として38年目になりますが、結局、ここにもあるように、虐待の連鎖というものが非常に多いです。ですから、その意味でも、養育困難な家庭をどういうふうに拾い上げていくか、それによって次の連鎖の芽を摘んでいくことが非常に大切ではないかと考えています。ここにもあるように、今、面前DVの心理的虐待が非常に多いということも含め、そういったところの対応について江東区でも児童相談所の設置についての検討を重ねていらっしゃると思いますが、私たち養育家庭、里親のところに来る前に、要保護児童対策の地域代表者会議などの枠組みを利用しながら、養育困難の家庭をどのようにして拾い上げていくか、その点についてより力を入れていただきたい、そういう書きぶりにしていただければと思っています。

○山田委員

あと1点だけ。その意味では、里親さんの開拓と里親支援ということもぜひお願いします。もう施設養育というのは脱皮しないといけないのです。家庭で傷ついたこどもは養育家庭で回復させてあげるとするのが世界中の潮流ですので、養育里親さんの開拓と、やはり傷ついたこどもたちを育てているので、里親子の中で若干軋轢が生じるのも現実です。そうしたときに、区立の児童相談所ができた時にすぐ引き上げてしまうみたいなことをするのではなくて、そこを乗り越えて初めてより健全な里親関係になっていくわけですから、そこをサポートするような体制ということも、対応としては大事だと思います。

○内藤副会長

ありがとうございました。ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ぜひこのような意見も踏まえて、もう一度、完成していくまでにプロセスがあるようですのでよろしくお願いいたします。

それでは目標5をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

82ページをご覧ください。基本目標5「地域全体で子育てを支える」について。大施策「1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり」です。83ページをご覧ください。取組方針としては、「3. 地域団体等が主体となっていく区内のこども食堂について、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、

運営費の一部補助を行い、参加団体を増やします」などを挙げています。

84ページをご覧ください。「2 こどもの安全・安心確保」です。85ページをご覧ください。取組方針としては、「1. こども110番の家事業について、協力者確保のため、こどもがいる世帯以外への取り組み周知も含めこれまで以上に周知に努めます」などを挙げています。

86ページをご覧ください。「3 関係機関のネットワーク化の推進」です。87ページをご覧ください。取組方針としては、「1. 複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、関係機関がそのこどもに関する情報や関わり方を共有し、こどもや保護者のニーズも踏まえたうえで、適切に連携・協力して対応」することなどを挙げています。

88ページをご覧ください。「4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発」です。89ページをご覧ください。取組方針としては、「1. 広報、各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリットなどを紹介するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます」などを挙げています。

基本目標5についての説明は以上です。

○内藤副会長

ありがとうございました。では、目標5について、ご意見はいかがでしょうか。

○北島委員

86ページの「関係機関のネットワーク化の推進」というところの「消費者教育」について、注釈などを載せると言っていたので、意味としては、多分、だまさない・だまされないみたいなことだろうと思うのですが、分かりにくい言葉だったので、ぜひ注釈を入れてほしいと思いました。

あと、この基本目標5「地域全体で子育てを支える」というのは私たち民生児童委員の役目だろうと思っているのですが、個人情報、壁みたいなものがあります。学校と家庭、学校で困っている問題や家庭で困っている問題、それぞれが合わさってしまっているお子さんがとても多いと思うのです。それは養育支援課のほうなのか、教育委員会のほうなのかという問題があるときに、ぜひその両方で話し合えるような、簡単と言うと変ですが、どこに相談したらいいかというときに、この前、福祉計画の会議でも出たのですが、ここに行ったら大体相談が受けられるという総合窓口があるのが理想かと思います。そういう窓口をつくるにあたっては、もっと連携が必要と思っていますので、ぜひネットワーク化をどんどん推進してほしいと思い、意見しました。

○山田委員

私も全く同じ論点のところですが。「適切に連携・協力して対応します」というのはとてもきれいな言葉ですが、では、個人情報をどうやって共有するのかと。今、教育委員会と福祉・保健とでも情報が共有されていないのに、行政同士で共有されていない情報をどうやって民間と共有してくれるのか。民間は個人情報が弾かれてしまっていて、こども食堂を推進してくださるのはとて

も大事なことだと思いますけれども、こども食堂に来ているこどもたちがどういう家庭背景を持っているかなどが全然分からないままにご飯を食べさせてあげているわけです。それ自体も大事だけれども、その子たちの社会的ニーズをきちんと把握して、ご飯を食べさせるだけではないサービスも必要なこどもたちがたくさんいるわけで、現実には、それにつながっていません。そこまでつなげていかなかったら、本当の意味で地域全体で子育てを支えるということにはなっていないので、ぜひ個人情報の取り扱い、行政内での縦割りの情報をどうつないでいくのかということとともに、行政と民間との情報共有をどのようにして、どういう情報は流せるけれどもどういう情報はセーブしなければいけないということを、きちんとプロトコルに決めてください。

そうしないと、いつまでたっても「個人情報だから伝えられません」などと言って、口ばかりで実際の連携が全くできていないのが現実です。個人情報の取り扱いに慎重であるということはみんな分かっています。だけれども、そればかりが主張されてしまったら、情報がない中で民間はどうやってサービスを提供すればいいのかということになってしまうので、行政同士だけではなく、民間との情報共有の在り方というものも、どこまでであれば共有できる、どういうケースはどういう情報を共有すべきだということを、少なくともルールだけでも決めてもらえればと常々感じています。

○内藤副会長

ご意見ありがとうございます。いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

他の部署ともかなり多岐にわたっているので、それについては庁内で一度確認して整理させていただきます。

○田村委員

「地域ぐるみの子育て支援の環境づくり」のところで、私としては、いろいろな障害がある方、そして経済的な差もある方、それから出身の国の差もある方、こういう方々を、これは極論だけれども、必ずみんな呼びましようではないけれども、例えばテレビをつくるときは「どの人種も配慮すること」ではないけれども、そういう発想をしっかりと持ったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

今のお話はこの場で即答は難しいので、お預かりして庁内で整理させていただきたいと思います。

○田村委員

ありがとうございます。というのも、障害を持っている人が大抵呼ばれない。これは現実的にあります。おかしいではないか、こども祭りで、地域でやるのだったら全ての学校、特別支援学級で

も何でも、みんなが参加できるようにするにはどうしたらいいかに、ぜひ知恵を絞ってください。江東区に来れば何か楽に楽しく地域とつながれるというイメージが欲しいと思います。お願いします。

○内藤副会長

ありがとうございます。

1点、私からもよろしいでしょうか。子育て支援を、今、大学でやっているのですが、この間の台風ではないですが、災害時の避難などを非常に心配されている親御さんが多いです。ぜひ子ども家庭支援センターなどで防災訓練のようなことをしっかりとやっていただいて、特に多児を抱えている方がどう避難して、避難時にどう過ごすかということを、ここに一文ありますけれども、もう少し積極的に、これだけ災害が増えてくる、しかも予期せぬようなものが増えてきていますので、その文言を増やしていただければと思った次第です。いかがでしょうか。

○養育支援課長

子ども家庭支援センターでの防災訓練につきましては、現状、各子ども家庭支援センターにおいて実施しております。事前にたくさん募るとかではなく、当日、たまたまいらした利用者さんにお声がけて協力していただくような形で練習をするといったもので実施しているところです。昨今、そういった水害等の被害等も懸念されているところですので、今後、そういった防災対策についても意識を持って、計画して取り組んでいきたいと考えています。

○内藤副会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○秋山委員

2点ほどお願いします。まず、北島委員も関わっていると思いますが、ジュニアリーダーの養成について、養成のほうは、多分、地域振興部の青少年課かと思います。だけれども、こどもたちは小学校の子たちが講座を受け、中学生になってジュニアリーダーになり、高校生、大学となっていくわけです。学校、特に中学の部活との両立が非常に難しいということが、ジュニアリーダーの育成について非常に大きな問題だと認識していますが、北島委員、それでいいですか。地域のこどもたちの団体が、学校との関係が非常に難しい。その辺のところはまず1点。

そして、ここにコミュニティ・スクールが唐突に出てきましたけれども、今、区内で何校なのか。まだ10校いつているかいらないかだと思います。そういった地域学校協働本部といった取り組みと、一番最後にウィークエンドスクール事業について書いてあるのですが、小学校48校のうち、確か今は12校しかありません。それについて地域学校協働本部の取り組みとして推進すると。その辺の整合性を持っていただかないと、これから我々は、実際にウィークエンドスクールを預かっている大人としてどのように持っていったらいいのか。その辺のところを2点、お願いしたいと思いま

す。

○青少年課長

ジュニアリーダーに関しましては、まず地域の方で、ジュニアリーダーという言葉を知っていても、実際にどのような活動をされているのか、何ができるのかという、その辺の認知がまだ十分に足りていないという認識を持っています。そのような中で、先ほど秋山委員からもお話がございましたように、今年度、地域の学校との防災の協力ということでいろいろお手伝いをしたり、新たな分野で開拓をしながら、地域の方への認知度を示しながら、いろいろなこども会などとさらに連携を深めながら、これからどんどんやってまいりたいと考えてございます。

○地域教育課長

私からはコミュニティ・スクールの関係についてお答えいたします。コミュニティ・スクールですが、現在、令和6年4月時点で、18校で導入しております。今後、できる学校からというスタンスではございますが、全校導入に向けた取り組みを推進しているところでございます。また、地域学校協働本部につきましては、既に全校で実施していますので、これにつきましてはウィークエンドスクール事業の推進につきまして地域学校協働本部の取り組みの一部として推進するなど、取り組みを進めていければという趣旨でございます。

○内藤副会長

ありがとうございます。今日、リモートで会長が入られていますので、こども計画全体を通して、鈴木会長、何かございますでしょうか。

○鈴木会長

オンラインで申し訳ありません。チャットのほうに少し前に書いたのですけれども、5のところでは1つ。先ほど内藤副会長が話されていたのですけれども、私も災害のところが気になっています。訓練だけではなくて、常時、平時と災害時はシームレスにつながっているのです、この計画でも、今、84、85ページには書いてあるのですけれども、母子のことでセットで少し書いてあるだけなので、ここを充実させないといけないのではないかと思います。母子セットの場合だけではないので、その子をどのようにして守っていくかというのは平時から取り組まなければいけない話です。これが1点です。

もう1点は、ネットワークの87ページのところです。前の虐待のところでは要対協のネットワークは書いてあるのですけれども、ここのネットワークの87ページのところでも、主な事業として要対協というものを入れなくてはいけないと思います。よく誤解されているのが、虐待のところだけの問題とされていることがあるのですけれども、そうではなく、要支援の場合もそうだし、様々な障害や里親など、いろいろな場面でのネットワークの拡大、拡充が必要なので、ここにも入れる必要があるのではないかと思いますというのが2点目です。

あと、最後、全体を通してですけれども、今回、計画を立てる上で、前の計画と同じではないかとか、変えなければとか、いろいろあると思うのですけれども、私は3点あると思っています。3点の観点からもう1回全体をざっと見てもらいたいと思います。1つは、社会状況の変化に応じてバージョンアップしなければいけない部分です。状況は変わってきていて、田村委員もいつも話されていますけれども、障害の状況など全然良くなって、悪くなっているという状況もあるので、バージョンアップしなければいけないというのが1つ。

2つ目ですけれども、国の法制度設計が変わっているのも、こども家庭センターとかヤングケアラーとか妊産婦の問題とか女性支援新法とか、法律が変わっているものについて言葉を合わせるだけではなく、整合的にこの計画でどう反映していけるかというところでの微調整というか、少し変えなければいけない部分。

3点目ですけれども、前回の計画と同じように何も変える必要がない、地道に今の施策を推進しなければいけない部分はやはりあるので、真新しい部分とか、きれいに見せるだけではなくて、すごく地味で、今までと同じように地道に取り組んでいくということは、前と同じでいいと思います。

時間がない中ですけれども、1つ目は社会情勢に応じて変えなければいけないところ、2番目は法制度設計と合わせるところ、3番目はあえて変えないところ、という3点からざっと全体を見てもらうといいのではないかと思います。

○内藤副会長

ありがとうございます。まだご意見があるかと思いますが、第1の議題はここまでにさせていただきます。先ほどお話がありましたけれども、災害などには、障害のお子さんもちろんですので、そういう意味で文言をもう一度見直していただく部分を課題として、次回につなげていきたいと思っています。

それでは、議題(2)「(仮称)江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」、ご説明をお願いします。

○こども政策推進担当課長

それでは、「(仮称)江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」、ご説明します。今度の資料についてですが、資料2が前回のこども・子育て会議で頂いた意見を反映した、現時点での条例案概要であり、参考1がそれを文章化したものとなります。

机上配布している、参考1をご覧ください。まず、「前文」についてです。「すべての人は」で始まる段落の2行目、「みなさんは、命が守られ」で始まる文章については、以前は前文の後半に位置付けていました。しかしながら、児童虐待の場合など、こどもの命を守るために、こどもの意志に反して一時保護をする場合もあるので、「生きる権利・育つ権利」を「自分に合った選択をすることができる権利」よりも前に記載するべきではないかとの意見がありました。そこで、前文の前半部分に移動させています。

次に、中段の「そのために私たちおとなは」で始まる段落ですが、これまでは「最もよいことを

第一に考えていかなければいけません」としていた表現について、「考える」だけでは駄目で、実行が伴わないといけないのではないかという意見がありました。こちらについては、条例の文章を「最もよいことができるように考えていかなければなりません」ということで、少し表現を強くした形に変更しております。

次に3ページの第3条をご覧ください。「大切な権利」という表現であると、これ以外の権利については大切な権利ではないと誤解されてしまうので、再考してほしいといった意見があったと思いますが、こちらは「大切な権利」ではなく「大切な考え方」という表現に修正しています。

また、第3条3項については、これまでは第4条に位置付けておりましたが、第3条の「大切な考え方」の3項に移動し、また、先ほど説明した前文と同様に「できるように考えていく」という表現に修正しています。

次に、5ページ上段の第8条をご覧ください。こちらは以前、「区の役割」となっていたのですが、区と区民等の役割はイコールではないため、「区の役割」から少し強い表現の「区の責務」に変更するとともに、3項と4項の文末を「取り組みを進める」というように一段階強い表現に変更しております。また、2項については委員から頂いたご意見を踏まえ、「この条例の考え方をもとに、こどもの権利を守る取り組みを進めるための計画をつくる」という文章に修正しています。

その他にも複数個所の表現について、こども・子育て会議で出た意見を参考に修正していますが、細かい文言修正や順番の変更などであるため、本日の説明は割愛させていただきます。

また、本日の資料には反映できていない部分としまして、「妊婦支援」ということに取り組んではどうかという意見がありました。こちらについては、改正児童福祉法で妊産婦等生活援助事業が法定化されたことなども踏まえて、今現在、庁内の調整中ですので、今日の資料に間に合わず恐縮ですが、こちらについては事務局預かりとさせていただきます、事務局と会長・副会長で後日協議という形で進めることについてご理解いただきますようお願いいたします。

資料が変わりまして、資料2の4ページをご覧ください。「2 パブリックコメントの実施について」です。今後は、10月8日の厚生委員会で本条例案の概要を報告した後に、10月11日から31日にかけてパブリックコメントを実施予定です。実施方法等については、記載のとおりです。

簡単ではございますが、条例案の概要の説明については以上となります。

○内藤副会長

ありがとうございます。前回のものをかなり反映していただいているのですが、委員の皆様、読んでいただいて、いかがでしょうか。

○宮原委員

先ほどのこども計画でも、関係イメージでこどもが真ん中にきているので、ネーミングの問題ですけれども、「こどもまんなか条例」のようなかわいらしいものにしてもいいのではないのでしょうか。あまり堅いと多分見ないと思うので、こどもが中心だという思いをこの条例から伝えてほしいという提案です。

あと6月に日本版DBSが成立して、実施は令和8年だと思うのですけれども、それを条例に入れて先取りするのもいいのではないかと考えています。

それから、細かい話ですけれども、こどもの声が騒音だというような捉え方をする方はやはり多いので、ヨーロッパなどではそれは騒音ではなくて、きちんとこどもとしての認められる権利、もちろん声だけではなく、例えばボール遊びができないとか、そういう細かいところに入れられる、こどもの立ち位置をしっかりと認めてあげられるような文言も入れてほしいと考えています。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。先ほどの条例名ですとか、日本版DBSを先取りしてはというご意見についてですけれども、こちらは現段階ではなかなか難しいかというところがあります。1回、事務局で預からせていただいて、今後、計画等にも盛り込めないか、両面で検討させていただきたいと思います。

○山田委員

私がこの前、だいぶ強く言ったことが盛り込まれて、非常にありがたく思っています。胎児の権利の話ですけれども、これについても先ほどご紹介した日本こども虐待医学界でディスカッションになりました。諸外国で、やはり胎児については権利を認めていない国がほとんどであるということですが、ただ、学識経験者から指摘があったのは、日本の児童福祉法は第2条に「児童が良好な環境において生まれ」と明記されているので、生まれる環境の最善化ということは、この児童福祉法にのっとればできるだろうということなので、そういう視点での胎児の権利の記載というのは可能なのではないかと。委員長、副委員長マターとしてあとで考えるということですが、この「児童が良好な環境において生まれ」、いろいろ途中で文がありますけれども、「努めなければならない」となっているので、良好な環境で生まれるということがどういうことを指し示すのかというところに、胎児の権利みたいなものがふわっと入るだけでもだいぶ違うのではないかと思います。

○こども政策推進担当課長

胎児という表現がなかなか難しいというところですが、妊婦支援という形で、先ほど委員もおっしゃった良好な環境で生まれるような支援というところの観点から、このタイミングになってしまっているのですが、条例内に追加できないかということで検討させていただきたいと考えています。

○山田委員

「妊婦」というところに主眼を置くと、どうしても良好な環境で「生む」になるわけです。この条文はこどもが主語なので、良好な環境で「生まれる」となっています。そのニュアンスが入ることが大事ではないかと思いました。

○こども政策推進担当課長

ただ今のご意見も参考に検討させていただきたいと思います。

○内藤副会長

条例案については、鈴木会長、いかがでしょうか。何かございますか。

○鈴木会長

法律のほうでいろいろな議論があり、中絶の権利とか胎児の権利という話になっているので、そこをここに組み込むのはなかなか難しいだろうと思います。ただ、国の法体系の中では妊産婦支援というのは児童福祉法の枠組みでもしっかり入っていますし、事業にも入っているので、その形を入れ込むというはあるかなと。ほかの自治体を全部調べたら、生まれてからのこどもに対してこどもを守っていく。今日の議論でもありましたけれども、その前の段階から、産前産後の段階でもしっかり守るのですよ、支援していくのですよと言うのは、価値の判断としてぶつかる部分ではないので、こどもの権利を守るのだったら周りからしっかり支えましょう、江東区としては必ず支えていきますということをしっかり書き込んでいくというのは、先進的というか、今の段階であれば、逆に入れなければいけない話だと思っています。

○内藤副会長

ありがとうございます。この件について、直接の胎児という言葉ではなくという形にはなるかと思いますが、事務局案を再度検討していくという形でよろしいでしょうか。あとは、条例には入れられない部分を計画に組み込んでいくという内容でよろしいでしょうか。

それでは、具体的な文言等につきましては、先ほど事務局より話がありました、会長・副会長・事務局等で再度検討して、一任いただければと思います。それでは時間になりましたので、議題(2)についての質疑はこれで終了します。

それでは、次第3「その他」に移ります。今回は、児童相談所設置検討の状況について、何か報告がありますでしょうか。また、ほかにも事務局から何かありましたら、よろしくお願いいたします。

○児童相談所開設準備担当課長

現段階におきましてはまだお示しすることがございませんが、次回、第3回の定例会で少しご報告の方向で思っておりますので、そのあと、皆様に情報提供させていただければと思っております。

○内藤副会長

よろしいでしょうか。そのほか、事務局、よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題・報告は以上で終わりとなります。議題も多い中で、基本目標4についてはもう一度プロセスがあるということです。今日は十分にご意見を全て頂けなかったところも

あると思いますので、それは最初にありましたように、意見シートでぜひ事務局に早いうちにお送りいただければと思っております。

それでは、そのほか、事務局、よろしいでしょうか。

○こども政策推進担当課長

それでは、事務局より3点の連絡事項があります。まず、本日机上配布している参考1については、いつものとおり非公開資料とさせていただきますので、持ち帰らず、机上に置いていくようお願いいたします。

次に、会議終了後に質問や意見等があった場合については、先ほど、副会長からも案内のあったとおり、後ほど事務局からお送りする意見シートにご記入の上、こちらは期限が短くて申し訳ないのですが、9月4日正午までに提出いただきますようお願いいたします。

最後に、次回の本会議ですが、10月23日9時半、少し朝が早いですが、今日とは違う、防災センター4階、災害対策本部室にて開催いたしますので、ご調整のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

○内藤副会長

ありがとうございました。本当に、本日十分に意見を全て出せなかったという方もいらっしゃると思いますので、9月4日正午までですので、時間は短いですが、ぜひお寄せいただければと思います。

以上をもちまして、本日の会議は終了したいと思います。今日も本当にありがとうございました。

(終了)